

令和6年5月24日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

フードミキサー（ブレンダー）、照明器具（投光器、充電式）、電気掃除機（自走式）、電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 5件
（うち石油温風暖房機（開放式）1件、ガスこんろ（都市ガス用）1件、石油給湯機1件、カセットボンベ1件、石油ストーブ（密閉式、床暖房機能付）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 4件
（うちフードミキサー（ブレンダー）1件、照明器具（投光器、充電式）1件、電気掃除機（自走式）1件、電動アシスト自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 12件
（うち除湿機1件、電気掃除機（充電式、スティック型）1件、リチウム電池内蔵充電器3件、薪だきふろがま1件、電動車いす（ハンドル形）1件、扇風機1件、加湿器（超音波式）1件、USBケーブル1件、赤外線電球1件、照明器具（飼育用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300289、A202300391を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400141	令和6年5月4日	令和6年5月20日	除湿機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和6年5月23日に消費者安全法の重大事故等(衣類乾燥除湿機)として公表済
A202400142	令和6年4月27日	令和6年5月21日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	
A202400143	令和6年5月11日	令和6年5月21日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202400144	令和6年4月14日	令和6年5月21日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和6年5月10日に消費者安全法の重大事故等(モバイルバッテリー)として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月10日
A202400145	令和6年5月5日	令和6年5月21日	薪だきふろがま	火災 軽傷2名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
A202400146	令和6年4月13日	令和6年5月21日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(80歳代)が、当該製品とともに水路で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月8日
A202400147	令和6年5月13日	令和6年5月21日	扇風機	火災	学校の体育館で当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	製造から10年以上経過した製品